

第 3 關係規程等

1 安城市防災会議条例

〔 昭和38年 7月15日 〕
〔 条 例 第 23 号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、安城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 衣浦東部広域連合の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (8) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 市長が特に必要と認める者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、衣浦東部広域連合の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日安城市条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日安城市条例第38号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日安城市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日安城市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 安城市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市防災会議条例（昭和38年条例第23号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、安城市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長である委員がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(異動の報告)

第4条 委員に異動があった場合は、後任者は、別記様式により速やかに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、会議を開いたときは、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過の要旨
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(事務局)

第7条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を市民生活部危機管理課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年9月6日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

安城市防災会議
会長

機関（会社）名
職・氏 名

安城市防災会議運営要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり異動の状況を報告します。

記

1 職・氏名

（前任者）

職・氏名 _____

（後任者）

職・氏名 _____

2 異動事由

人事異動・退職・その他（ _____ ）

3 事由発生年月日

年 月 日

3 安城市防災会議委員

No.	職	根拠条例	選任区分	役職名
1	会長	3条2項	市長をもって充てる	安城市長
2	委員	1号	指定地方行政機関の職員	国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所長
3	委員	2号	愛知県知事部内の職員	愛知県西三河県民事務所長
4	委員	2号	愛知県知事部内の職員	愛知県知立建設事務所長
5	委員	2号	愛知県知事部内の職員	愛知県衣浦東部保健所健康支援課長
6	委員	2号	愛知県知事部内の職員	愛知県西三河水道事務所長
7	委員	3号	愛知県警察の警察官	愛知県安城警察署長
8	委員	4号	衣浦東部広域連合の職員	衣浦東部広域連合消防局 安城消防署長
9	委員	5号	市長の部内の職員	安城市副市長
10	委員	5号	市長の部内の職員	安城市副市長
11	委員	6号	教育委員会の教育長	安城市教育長
12	委員	7号	消防機関の長	安城市消防団長
13	委員	8号	指定公共機関	中部電力パワーグリッド(株)刈谷営業所 所長
14	委員	8号	指定公共機関	東邦ガスネットワーク(株)刈谷事業所 所長
15	委員	8号	指定公共機関	N T T 西日本(株)東海支店 設備部 部長
16	委員	10号	特に必要として任命する者	陸上自衛隊豊川駐屯地 中部方面特科連隊第2大隊長
17	委員	9号	自主防災組織を構成する者	安城市町内会長連絡協議会長 安城市自主防災組織連絡協議会長
18	委員	10号	特に必要として任命する者	安城市医師会長
19	委員	10号	特に必要として任命する者	安城市歯科医師会長
20	委員	10号	特に必要として任命する者	安城商工会議所議員
21	委員	10号	特に必要として任命する者	あいち中央農業協同組合 代表理事組合長
22	委員	10号	特に必要として任命する者	(株)キャッチネットワーク取締役専務執行役員
23	委員	10号	特に必要として任命する者	安城市社会福祉協議会会長
24	委員	10号	特に必要として任命する者	安城市ボランティア連絡協議会会長
25	委員	10号	特に必要として任命する者	認定特定非営利法人愛知ネット理事長

No.	職	根拠条例	選任区分	役職名
26	委員	10号	特に必要として任命する者	さんかく21・安城書記

4 安城市災害対策本部条例

〔 昭和38年7月15日 〕
〔 条 例 第 24 号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、安城市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月26日安城市条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月24日安城市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日安城市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 安城市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市災害対策本部条例（昭和38年条例第24号）第5条の規定に基づき、安城市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長等)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育長

(2) 次条各号に掲げる部の長

(3) その他災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める者

3 教育長は、本部長付けの本部員として本部長を補佐する。

(部)

第3条 本部に次の部を置く。

(1) 本部運営部

(2) 総務部

(3) 企画渉外部

(4) 市民安全部

(5) 福祉援助部

(6) こども衛生部

(7) 産業対策部

(8) 環境対策部

(9) 建設部

(10) 都市対策部

(11) 上下水道部

(12) 文教対策部

(13) 避難所部

(14) 消防部

(班)

第4条 各部に別表第1に定める班を置く。

2 各部の長、各部の長を補佐する者（以下「防災特命者」という。）及び各班の長並びに担当課の担当事務は、別表第2に定めるとおりとする。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び防災特命者で組織し、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部員会議は、災害対策の基本的事項について協議し、その実施を推進する。

(事務局)

第6条 災害対策本部の事務を処理させるため、事務局を市民生活部危機管理課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

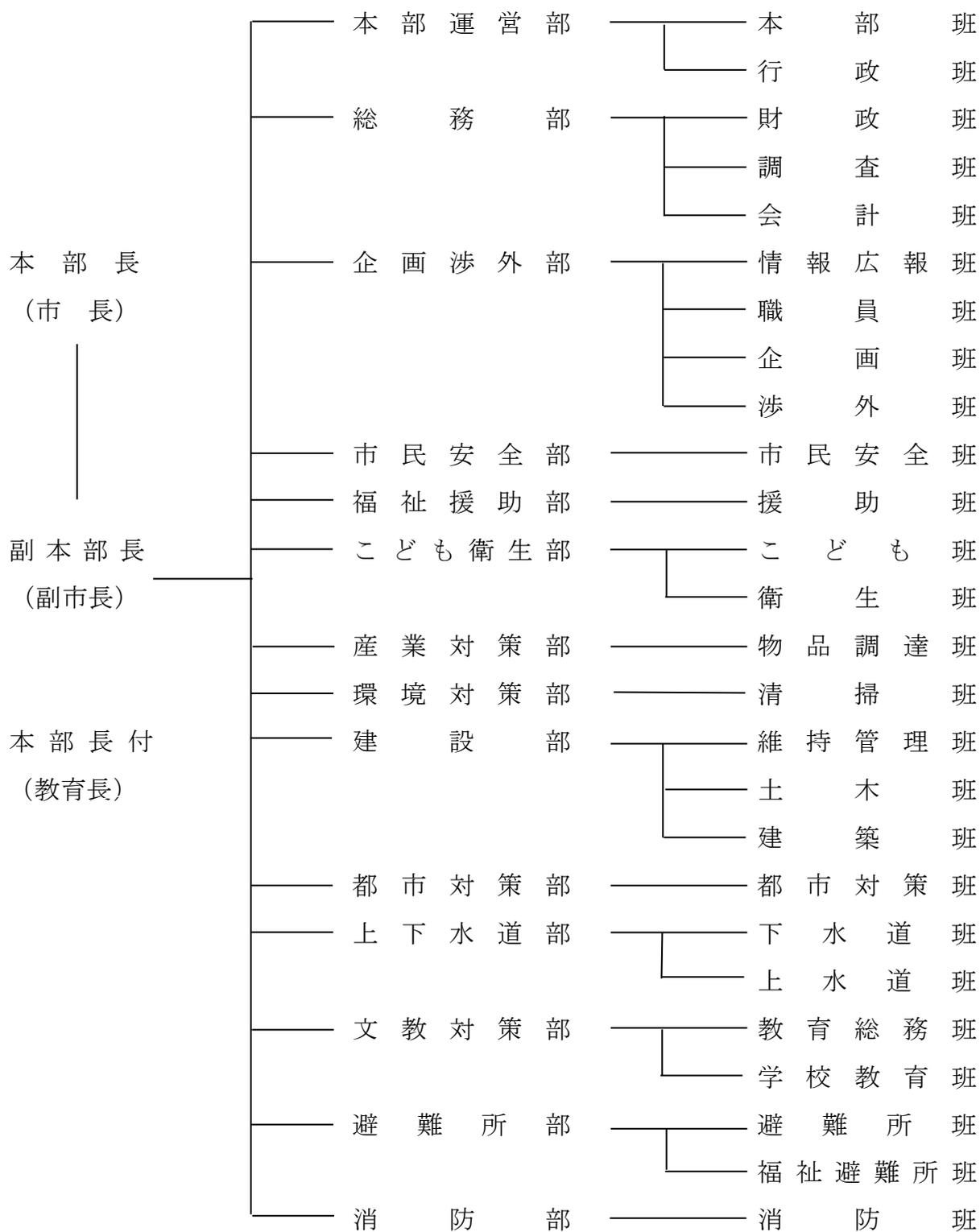
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

本部の組織



別表第2（第4条関係）

本部の各班の担当事務

部（部長）名	班（班長）名	担当課名等	担当事務
本部運営部 （危機管理監）	本部班 （危機管理課長）	危機管理課	災害対策本部の総括 防災会議、災害対策本部及び本部員会議 避難情報（高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保をいう。以下同じ。） の発令及び解除 非常配備体制及び職員の動員 本部員会議と各部班との連絡及び相互間の連絡調整 気象情報、地震予知情報等の受領及び伝達 その他他の部に属さないこと。
	行政班 （行政課長）	行政課（防）	本部班への協力 災害救助法の適用の総括 県及び関係機関との連絡調整 災害救助法に関する県災害対策本部との連絡 被害状況の集約、整理及び関係機関への報告 被害対策実施状況の把握及び記録
総務部 （総務部長）	財政班 （財政課長）	財政課（防） 資産経営課 契約検査課	車両等輸送手段の確保、配車及び緊急輸送 復旧資材等災害対策用資材の調達及び配分 燃料等の確保及び保管管理 災害応急費及び災害復旧費の予算措置 市有財産の災害調査及び応急対策 仮設住宅建設地、廃棄物投棄地等の確保
	調査班 （資産税課長）	市民税課 資産税課 納税課	行政班の電話対応等の情報収集業務への協力 避難所班の避難所の運営支援業務への協力 各班のその他の応援が必要とされる業務への協力 家屋等の被害状況の概況把握及び報告 家屋等の被害調査

			罹(り)災台帳の作成 罹(り)災証明書発行
	会計班 (会計課長)	会計課	行政班の電話対応等の情報収集業務への協力 避難所班の避難所の運営支援業務への協力 各班のその他の応援が必要とされる業務への協力 災害対策に必要な金銭の出納 義援金及び災害救助金の出納 資金計画
企画渉外部 (企画部長)	情報広報班 (秘書課長)	秘書課 (広報広聴係) デジタル推進課	災害情報及び避難情報の広報 災害状況、災害救助活動等の住民への広報 報道機関への情報の提供及び被害状況の発表 災害情報紙の作成及び配布 各部班からの被害報告の受付、整理及び本部班への連絡 写真その他災害取材の記録 災害対策本部設置に伴う情報処理機器等の設置及び管理 電子計算機及び処理システムの保守 防災行政無線等防災情報システムの運用
	職員班 (人事課長)	人事課	避難所特命者の選出 職員の動員並びに配備人員の把握及び調整 県及び関係機関との応援調整 応援協定締結自治体への派遣要請 応援自治体の受付及び配置計画 職員の安全衛生管理、心身の健康管理及び被害状況の把握
	企画班 (企画政策課長)	企画政策課(防) 経営管理課	被災者の相談、要望、苦情等の受付及びその処理 義援金品の配分計画の作成 災害復興方針及び計画の策定 帰宅困難者及び滞留者対策
	渉外班	議事課	本部長及び副本部長の秘書

	(議事課長)	秘書課 (秘書係) 監査委員事務局	議会との連絡調整 災害対策関係議会及び各種会議の運営 災害見舞い及び調査団体の受入れ 義援金及び見舞金品の受領並びに業務支援に伴う礼状
市民安全部 (市民生活部長)	市民安全班 (市民協働課長)	市民協働課 (防) 市民安全課 市民課 アンフォーレ課	応援団体及び支援団体の受入れ ボランティア活動の支援及び連携 外国人への支援 防犯対策 交通安全対策 遺体の処理及び埋火葬並びに身元調査 遺体安置所の開設及び管理運営
福祉援助部 (福祉部長)	援助班 (社会福祉課長)	社会福祉課 (防) 障害福祉課 高齢福祉課	避難行動要支援者の安否確認及び支援 社会福祉施設の被害調査及び復旧 社会福祉団体及び事業者への連絡及び協力要請 災害援護資金の融資並びに災害弔慰金及び災害見舞金の支給 被災者生活再建支援法に関する事務配分計画に基づく義援金品の支給 福祉避難所の運営の協力 特定福祉避難所の開設の要請
こども衛生部 (こども健康部長)	こども班 (こども課長)	こども課 (防) こども発達支援課 保育課 社会福祉法人安城市こども未来事業団総務課	園児の安全確保対策及び避難 応急保育及び緊急保育 児童福祉施設及び幼稚園の被害調査及び復旧 避難所の開設及び運営の協力 援助班への協力
	衛生班 (国保年金課長)	国保年金課 健康推進課	医師会その他医療関係機関との連絡及び出動要請 救護所の設置及び応急救護 傷病者の収容及び収容可能病院の把握 医薬品、医療機材の確保及び配分 感染症の予防活動、保健衛生管理及び保健指導 こころのケア対策
産業対策部 (産業部長)	物品調達班 (農務課長)	農務課 (防) 農地整備課 商工課	備蓄物資及び救援物資の管理並びに物資集積所の管理運営 避難生活支援物資の調達、受入れ、保管、配分及び搬送

			<p>農畜産物の被害調査</p> <p>農地及び農業用施設の被害調査及び復旧</p> <p>農作物病虫害の防除</p> <p>家畜伝染病の予防防疫及び死亡獣畜等の処理指導</p> <p>商工会議所及び商工団体との連絡調整</p> <p>商店、工場、事業所等の被害調査</p> <p>農・商工業者への緊急融資の確保</p>
環境対策部 (環境部長)	清掃班 (ごみ資源循環課長)	環境都市推進課 (防) ごみ資源循環課	<p>廃棄物処理施設等の被害調査及び復旧</p> <p>ごみ、がれき等の緊急収集</p> <p>し尿、ごみの収集処理その他環境衛生の整備</p> <p>廃棄物収集運搬業者及びし尿収集運搬業者との連絡調整</p> <p>公害発生に対する緊急対策及び防止対策</p> <p>ペットの保護対策への協力</p> <p>消毒等の防疫活動及び防疫用資機材の確保</p>
建設部 (建設部長)	維持管理班 (維持管理課長)	維持管理課 (防)	<p>建設部及び都市対策部各班への災害対策活動の指示及び連絡調整</p> <p>道路、橋りょう、河川等の被害情報の収集及び整理</p> <p>建設業者等への連絡及び協力要請</p>
	土木班 (土木課長)	土木課	<p>道路、橋りょう、河川等の応急復旧</p> <p>道路、橋りょう、河川等の被害調査及び復旧</p> <p>市民安全班と協力した緊急輸送道路の確保</p>
	建築班 (建築課長)	建築課 施設保全課	<p>避難所の緊急調査及び応急復旧</p> <p>建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定</p> <p>被災住宅の応急修理</p> <p>市営住宅の応急修理</p> <p>市有建築物の被害調査及び復旧</p> <p>応急仮設住宅の建築及び入居対策</p>
都市対策部 (都市整備部長)	都市対策班 (公園緑地課長)	公園緑地課 都市計画課 (防) 区画整理課	<p>公園等の被害調査及び応急復旧</p> <p>公園等の運用管理</p> <p>区画整理等区域内の被害調査及び復旧</p> <p>被災地域の交通整理及びパトロール</p>

上下水道部 (上下水道部長)	下水道班 (下水道課長)	下水道課 (防)	下水道施設等の応急復旧 下水道施設等の被害調査及び復旧
	上水道班 (水道業務課長)	水道業務課 水道工務課	水道水の確保供給 水道施設の応急復旧及び配水調整 水道施設の被害調査及び復旧
文教対策部 (教育部長)	教育総務班 (総務課長)	教育委員会総務課	教育委員会の被害情報の取りまとめ 学校教育施設の被害調査及び復旧
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課 (防)	児童生徒の安全確保対策及び避難 教職員の動員及び調整 避難所の開設及び運営の協力 通学路の緊急点検及びパトロール 被災児童及び生徒の学用品の給与及び 応急教育
避難所部 (生涯学習部長)	避難所班 (生涯学習課長)	生涯学習課 (防) スポーツ課 文化振興課 避難所特命者 避難所支援員	避難所の開設及び管理運営 避難者の収容及び避難生活支援 各避難所との連絡調整 各避難所管内の被害状況の調査、情報 収集及び報告 避難者名簿等の作成 被災者等への応急炊き出し
	福祉避難所班 (社会福祉法人安 城市社会福祉協議 会地域福祉課長)	社会福祉法人安城 市社会福祉協議会 総務課 地域福祉課	社会教育施設の被害調査及び復旧 福祉避難所の開設及び管理運営 臨時避難所の開設の要請
消防部 (衣浦東部広域連 合消防局安城消防 署長)	消防班 (衣浦東部広域連 合消防局安城消防 署副署長)	衣浦東部広域連合 消防局安城消防署	消防活動 避難のための指示及び誘導 被災者の救出 関係消防機関との連絡調整 被災地の警戒 水防活動 情報の収集及び伝達 被害状況の調査及び記録 通信の確保 行方不明者の搜索 消防団の指揮・命令

- 1 班の指示命令は、班長が行う。ただし、班長が不在のときは職名上位の者がこれに当たり、同等職名の者が複数いるときは担当課名の上位記載課の者が当たる。
- 2 防災特命者は、担当課名等に (防) が表示されている課の職員から任命する。

6 安城市地震災害警戒本部条例

〔平成14年6月27日〕
〔条例第22号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、安城市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 警戒本部の長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所属する職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、副本部長、本部員及び本部職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 衣浦東部広域連合の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 市の教育委員会の教育長

(4) 市長が市の職員のうちから指名する者

(5) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 市長が特に必要と認める者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 本部職員は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は本部員のうちから、部員は本部職員のうちから、本部長が指名する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第38号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

7 安城市地震災害警戒本部員名簿

	選任区分	公職名
本部長	市長	市長
副本部長	市の職員	副市長
本部長	市の教育委員会の教育長	教育長
本部長	愛知県警察の警察官	愛知県安城警察署 警備課 警備係長
本部長	指定公共機関	中部電力パワーグリッド(株) 刈谷営業所長
本部長	指定公共機関	東邦ガスネットワーク(株) 刈谷事業所長
本部長	特に必要と認める者	安城市消防団長
本部長	特に必要と認める者	安城市自主防災組織連絡協議会長
本部長	特に必要と認める者	(株)キャッチネットワーク 取締役 総務部長
本部長	市の職員	危機管理監 (本部運営部)
本部長	市の職員	総務部長 (総務部)
本部長	市の職員	企画部長 (企画渉外部)
本部長	市の職員	市民生活部長 (市民安全部)
本部長	市の職員	福祉部長 (福祉援助部)
本部長	市の職員	産業部長 (産業対策部)
本部長	市の職員	環境部長 (環境対策部)
本部長	市の職員	こども健康部長 (こども衛生部)
本部長	市の職員	建設部長 (建設部)
本部長	市の職員	都市整備部長 (都市対策部)
本部長	市の職員	上下水道部長 (上下水道部)
本部長	市の職員	教育部長 (文教対策部)
本部長	市の職員	生涯学習部長 (避難所部)
本部長	特に必要と認める者	安城市社会福祉協議会事務局長 (避難所部)
本部長	衣浦東部広域連合の職員	安城消防署長 (消防部)

8 安城市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市地震災害警戒本部条例（平成14年安城市条例第22号）第4条の規定に基づき、安城市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警戒本部の設置)

第2条 警戒本部は、原則として安城市役所内に置く。

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長とする。

(本部員会議)

第4条 本部長は、地震防災応急対策等に関する事項の連絡調整等を図り、その実施を推進するため、本部員会議を開催することができる。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会務は、本部長が総理する。

3 本部員会議の招集を受けた本部員がやむを得ない事情により出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。

(部及び班)

第5条 警戒本部に安城市災害対策本部要綱（平成11年7月1日施行）第3条及び第4条に規定する部及び班と同様の部及び班を置く。

2 部に部長を、班に班長及び班員を置く。

3 班の分掌事務は、法令等の定めるところにより所掌する事務で地震防災応急対策等の実施の推進に関し必要な事務とする。

(本部事務局)

第6条 警戒本部の事務を処理させるために、事務局を市民生活部危機管理課に置く。

附 則

この要綱は、平成14年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

9 安城市災害対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市における災害対策を総合的に運営するために必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部)

第2条 安城市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び安城市地域防災計画に基づき設置するもので、各種の災害対策を実施する。

2 対策本部は、次の場合に設置する。

- (1) 安城市内において震度4以上の地震が発生したとき。
- (2) 安城市内において気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発表されたとき。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (4) 安城市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、設置が必要と認められるとき。

3 対策本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。
- (2) 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

(地震災害警戒本部)

第3条 安城市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）に基づき設置するもので、地震防災応急対策を実施する。

2 警戒本部は、大震法第9条第1項の規定により、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合に設置する。

3 警戒本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 東海地震予知情報に係る地震災害に関し対策本部を設置したとき。
- (2) 警戒宣言の解除があったとき。

(地震災害警戒準備本部)

第4条 安城市地震災害警戒準備本部（以下「準備本部」という。）は、東海地震注意情報が発表されたときに設置するものとし、地震防災応急対策の準備行動開始の意思決定を行い、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 警戒本部の開設及び体制の準備
- (2) 防災関係機関との連絡調整
- (3) 防災上必要な情報の収集及び伝達
- (4) 社会的混乱の防止のための広報活動
- (5) 地震防災応急対策の実施体制の準備

2 準備本部は、警戒本部の本部長及び本部員（市の職員に限る。）で組織する。

3 準備本部に部及び班を置き、その構成は、警戒本部の構成に準ずるものとする。

4 準備本部は、次の場合に廃止する。

- (1) 警戒本部が設置されたとき。
- (2) 設置の必要がなくなつたと認めたとき。

（対策本部等の設置又は廃止の公表）

第5条 対策本部又は警戒本部を設置し、又は廃止したときは、愛知県、安城警察署等に対し、その旨を通知する。

（本部員会議）

第6条 本部長は、必要に応じて対策本部、警戒本部及び準備本部（以下「対策本部等」という。）の会議（以下「本部員会議」という。）を招集する。

2 各部長は、その所管事項について必要な資料を本部員会議に提出するものとする。

3 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、危機管理監にその旨を申し出ることができる。

4 本部員会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 各本部の非常配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (2) 災害等の情報の分析並びに防災対策及び災害対策の基本方針に関すること。
- (3) 避難情報（高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保をいう。）の発令及び解除に関すること。
- (4) 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- (5) 国、他の地方公共団体、公共機関及び団体等に対する応援の要請に関すること。
- (6) その他災害対策に関し必要と認めること。

（情報連絡会）

第7条 情報連絡会は、次に掲げる場合に開催するものとし、災害及び被害に関する情報を収集し、並びに防災対策、災害対策及び被害対策について協議する。

- (1) 災害の発生が予測される時。
- (2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された時。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時。
- (4) 災害対策本部が廃止された後において、必要があると認められる時。
- (5) その他本部長が必要と認めた時。

2 情報連絡会は、安城市災害対策本部要綱（平成11年7月1日施行）に規定する本部員会議の構成員で組織する。

（非常配備の基準）

第8条 職員の動員は、別記1のとおりとする。

（各班の非常配備編成）

第9条 対策本部各班の非常配備編成は、別記2のとおりとする。

（勤務時間内の非常連絡）

第10条 職員は、勤務時間内に、愛知県から非常配備に該当する警報等を受けたとき、又は市民から緊急情報を受けたときは、直ちに危機管理監に報告しなければならない。

2 衣浦東部広域連合消防局は、市民から緊急情報を受けたときは、市に連絡するものとする。

3 非常連絡における連絡系統は、別記3のとおりとする。

4 出張、休暇等のため口頭による指示ができない者に対しては、所在地への電話連絡その他の適当な方法により連絡を取り、速やかに参集させるものとする。

5 非常連絡を受けた職員は、直ちに所定の配備につかなければならない。

6 各部署の責任者は、配備について所属職員の点呼を終えたときは、直ちに参集状況について危機管理監に報告しなければならない。

（勤務時間外の非常連絡）

第11条 勤務時間外における職員の非常配備を円滑に行うため、各部に非常連絡責任者を、各班に非常連絡員を置く。

2 危機管理監は、毎年度当初に、非常連絡責任者及び非常連絡員の名簿並びに非常連絡系統図の作成を職員に指示し、報告させるものとする。

3 連絡系統は、別記4及び別記5のとおりとする。

4 衣浦東部広域連合消防局は、勤務時間外において、市民から緊急情報を受けたときは、安城市の宿日直者（以下「宿日直者」という。）に連絡するものとする。

- 5 非常連絡を受けた宿日直者は、直ちに危機管理課及び所要の部署の職員に連絡しなければならない。
- 6 危機管理監は、災害対策に関することを市長に報告し、市長から指令を受けたとき、又は当該指令を受ける前であっても状況により自らが必要と判断したときは、速やかに関係者及び非常連絡責任者に緊急連絡を行うものとする。
- 7 非常連絡責任者は、危機管理監から連絡を受けたときは、直ちに非常連絡員に連絡しなければならない。
- 8 非常連絡員は、非常連絡責任者から連絡を受けたときは、あらかじめ定められた非常連絡系統図により直ちに関係職員に連絡しなければならない。
- 9 非常連絡を受けた職員は、直ちに所定の配備につかなければならない。
- 10 各部署の責任者は、配備について所属職員の点呼を終えたときは、直ちに参集状況について危機管理監に報告しなければならない。

(職員が参集できないときの措置)

第12条 前2条の規定による非常連絡を受けた職員が、被災により、いかなる手段によっても所定の場所に参集できないときは、通信連絡により所属長又は対策本部の指示を受けるものとする。

- 2 前項に規定する措置が不可能なときは、最寄りの市の施設又は市の指定避難所に参集し、災害対策活動に従事するものとする。

(避難所開設に伴う連絡系統)

第13条 避難所開設の連絡系統は、別記6のとおりとする。

- 2 避難所の開設は、施設の職員及び避難所特命者で行う。ただし、第3非常配備時にあっては、避難所支援員も協働で行う。
- 3 避難所開設時の避難所特命者の配備及び連絡系統は、非常配備の基準により別記7のとおりとする。
- 4 避難所特命者は、その所属する部署の所掌事務にかかわらず、指定された避難所の業務を行う。ただし、指定された避難所の業務が不要となったときは、所属する部署の所掌事務を行う。
- 5 避難所支援員は、その所属する部署の所掌事務にかかわらず、指定された避難所の業務を行う。ただし、その業務のめどが付いた段階で、状況に応じて、所属する部署の所掌事務を行う。

(非常連絡がない場合の参集)

第14条 職員は、非常連絡がない場合においても、非常配備の基準に該当する災

害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、所定の場所に参集するよう努めなければならない。この場合において、非常連絡系統図による連絡が途切れないよう配慮しなければならない。

- 2 避難所特命者は、東海地震注意情報若しくは東海地震予知情報が発表されたとき、警戒宣言が発令されたとき、震度5弱以上の地震が発生したとき、又は特別警報が発令されたときは、非常連絡がない場合においても、直ちに指定された避難所に参集しなければならない。
- 3 避難所支援員は、東海地震予知情報が発表されたとき、警戒宣言が発令されたとき、又は震度6弱以上の地震が発生したときは、非常連絡がない場合においても、あらかじめ参集場所として指定された避難所に参集しなければならない。
- 4 第12条の規定は、避難所特命者又は避難所支援員が被災によりいかなる手段によっても所定の場所に参集できないときについて準用する。

(標識等)

第15条 対策本部等の職員及び市議会議員の腕章は、別記8のとおりとする。

- 2 災害対策活動に使用する対策本部等の自動車の標旗は、別記9のとおりとする。
- 3 対策本部等の標示板は、別記10のとおりとする。
- 4 災害対策基本法第83条第2項に規定する身分を示す証票は、職員が常に所持している身分証明書によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記1 (その1) (第8条関係)
非常配備の基準 (風水害等)

非常配備区分	配備時期	配備内容	災害対策 本部の設置	避難所
第1非常配備標準配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報が発表されたとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。 	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係課の少数の人員をもって当たり、災害対策本部を設置する。避難所の開設及び職員の配備を検討し、状況により更に高度の配備体制に移行できる体制とする。	設置する。	必要に応じて開設する。
第1非常配備警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 矢作川岡崎水位観測所における矢作川の水位が「氾濫注意水位」(5.80m)に到達したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。 	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係班の所要の人員をもって当たり、職員の配備を検討し、状況により更に高度の配備体制に移行できる体制とする。	設置する。	必要に応じて開設する。
第2非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 特別警報が発表されたとき。 3 矢作川岡崎水位観測所における矢作川の水位が「避難準備水位」(8.47m)に到達したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。 	上記のほか、関係班の所要の人員をもって当たり、状況により速やかに第3非常配備に切り替えることのできる体制又は切り替える前においても災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。	設置する。	開設する。
第3非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の全域に大災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき、又は全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。 2 矢作川岡崎水位観測所における矢作川の水位が「氾濫危険水位」(10.72m)に到達したとき。 	各部各班の全員をもって当たる。	設置する。	開設する。

*対象とする警報は、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪又は高潮のいずれかとする。

*対象とする特別警報は、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波又は火山噴火のいずれかとする。

*大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報が発表されたときは、情報収集連絡活動のため、本部班が当たる。

別記1 (その2) (第8条関係)
非常配備の基準 (地震)

非常配備区分	地震発生のおそれがあるとして東海地震に関する情報が発表された場合	配 備 時 期 地震 (東海地震又は南海トラフ地震を含む。) が発生した場合 (地震特別警報が発表された場合を含む。) 又は地震発生のおそれがあるとして南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	配 備 内 容	地震発生のおそれがあるとして東海地震に関する情報が発表された場合	災害対策本部等の設置 地震 (東海地震又は南海トラフ地震を含む。) が発生した場合 (地震特別警報が発表された場合を含む。) 又は地震発生のおそれがあるとして南海トラフ地震臨時情報が発表された場合	避 難 所
第1非常配備標準体制		南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震について、前兆現象が確認され、又は実際に発災した (当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が0以上3以下の場合に限る。) ことにより、南海トラフ地震臨時情報 (調査中) が発表されたとき。	情報連絡活動及び災害に対する注意のため、関係班の所要の人員をもって当たる。状況により、更に高度の配備体制に移行する。		設置しない。必要に応じて情報連絡会を開催する。	開設しない。
	東海地震に関する調査情報 (臨時) が発表されたとき。	南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震について、前兆現象が確認され、又は実際に発災した (当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が0以上3以下の場合に限る。) ことにより、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) が発表されたとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係班の所要の人員をもって当たる。状況により、更に高度の配備体制に移行	設置しない。必要に応じて情報連絡会を開催する。		開設しない。

第1非常配備警戒体制	震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級4が観測されたとき（事後に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合を除く。）。 南海トラフ周辺を震源域とする広域的な地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき（当該地震によって観測された本市における最大の震度階級が0以上4以下の場合に限る。）。	する。	設置する。	設置する。	開設しない。
第2非常配備	東海地震注意情報が発表されたとき。	情報連絡活動及び災害に 対する警戒のため、関係準備本部（市各班の所要の人員をもつ職員で構成す て当たる。状況により、）を設置 第3非常配備体制に移行する。 する。	地震災害警戒	設置する。	特命者は、開設準備体制をとる。
第3非常配備（全職員）	東海地震予知情報が発表されたとき、又は警戒宣言が発令されたとき。 震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級5弱又は5強が観測されたとき。 震源域を問わず地震が発生し、本市において震度階級6弱以上が観測されたとき、又は地震特別警戒が発表されたとき。	各部各班の全員をもつて 当たる。	地震災害警戒本部を設置する。	設置する。	状況により開設する。 開設する。 開設する。

*地震特別警戒とは、本市において震度6弱以上の震度階級が観測されるおそれがあるとする内容の緊急地震速報のことをいう。

別記2（その1）（第9条関係）
非常配備編成表（風水害等）

部	班	担当課等	本部員会議及び 情報連絡会	第1非常配備 準備体制	第1非常配備 警戒体制	第2非常配備	第3非常 配備	
本部運営部	本部班	危機管理課	危機管理監	8	1		2	
	行政班	行政課		1	1		11	
総務部	財政班	財政課	総務部長			1	2	
		資産経営課					4	
		契約検査課					1	
	調査班	市民税課						6
		資産税課				1		5
		納税課						3
会計班	会計課					2		
企画渉外部	情報広報班	秘書課 （広報広聴係）		1	2	全員	4	
		デジタル推進課				1	5	
	職員班	人事課	企画部長	1	2		2	
	企画班	企画政策課						4
		経営管理課						2
	渉外班	議事課						2
		秘書課 （秘書係）						2
		監査委員事務局						2
市民安全部	市民安全班	市民協働課	市民生活部長			1	4	
		市民安全課					4	
		市民課 （総合斎苑を含む。）						2
		アンフォーレ課						1
福祉援助部	援助班	社会福祉課	福祉部長			1	4	
		障害福祉課				1	2	
		高齢福祉課						3
こども衛生部	こども班	こども課	こども健康部長			1	4	
		こども発達支援課						1
		保育課						3
		保育園（市立）					保育園避難所	1
		認定こども園（市立）					認定こども園避難所	3
		社会福祉法人安城市こども未来事業団 総務課						2
		保育園（社会福祉法人 安城市こども未来事業 団）					保育園避難所	3
	衛生班	健康推進課				1		3
		国保年金課						3
産業対策部	物品調達班	農務課	産業部長			1	2	
		農地整備課			1	2	2	
		商工課						3
環境対策部	清掃班	環境都市推進課	環境部長			1	3	
		ごみ資源循環課						9

職員全員配備体制

部	班	担当課等	本部員会議及び 情報連絡会	第1非常配備 準備体制	第1非常配備 警戒体制	第2非常配備	第3非常 配備	
建設部	維持管理班	維持管理課	建設部長	2	6	全員	19	
	土木班	土木課		2	5	全員	14	
	建築班	建築課			2	全員	10	
		施設保全課			2	全員	11	
都市対策部	都市対策班	公園緑地課		2	3	全員	9	
		都市計画課	都市整備部長	2		全員	7	
		区画整理課		2	3	全員	15	
上下水道部	下水道班	下水道課	上下水道部長	1	4	全員	15	
	上水道班	水道業務課					3	
		水道工務課				1		6
文教対策部	教育総務班	総務課	教育部長		1		4	
	学校教育班	学校教育課			1		3	
避難所部	避難所班	生涯学習課	生涯学習部長		2		2	
		各公民館			10		10	
		青少年の家						2
		文化振興課						3
		スポーツ課						2
		公民館避難所 避難所特命者				44		
		一般避難所 避難所特命者						86
		公民館避難所 避難所支援員						
	一般避難所 避難所支援員							
	福祉避難所班	社会福祉法人安城市 社会福祉協議会 地域福祉課	社会福祉協議会 事務局長					6
社会福祉法人安城市 社会福祉協議会 総務課								
消防部	消防班	安城消防署	消防署副署長	衣浦東部広域連合にて別途定める。				
合 計			15	24	102	344		

職員全員配備体制

(注) 第3非常配備は、職員全身体制である。

各課の非常配備人員には、避難所特命者・支援員は含まない。

第1・2非常配備の人数は、実数である。

避難所特命者は、各避難所に配備する。

一般避難所の避難所特命者は、各2人とする。

公民館避難所の避難所特命者は、各4人とする。

一般・公民館避難所（保育園・こども園を除く。）の避難所支援員は、各2名とする。

医療救護所となる避難所には、避難所支援員を各2名追加配備する。

避難所班の各公民館の第1非常配備警戒体制の10人は、再任用の施設管理者を含む。

第1非常配備準備体制における避難所は、必要に応じ開設する。

各班の編成人員については、標準人員であり、状況と必要に応じて各班長（課長）の判断で増減できる。

別記2（その2）（第9条関係）
非常配備編成表（地震）

部	班	担当課等	本部員会議及び 情報連絡会	第1非常配備 準備体制	第1非常配備 警戒体制	第2非常配備	第3非常 配備	
本部運営部	本部班	危機管理課	危機管理監	9			職員全員 配備体制	
	行政班	行政課		1		12		
総務部	財政班	財政課	総務部長	1		2		
		資産経営課				4		
		契約検査課				2		
	調査班	市民税課						4
		資産税課				1		5
		納税課						3
	会計班	会計課						2
企画渉外部	情報広報班	秘書課 (広報広聴係)		1	1	4		
		デジタル推進課			1	6		
	職員班	人事課	企画部長	1		3		
	企画班	企画政策課		1		4		
		経営管理課				2		
	渉外班	議事課						3
		秘書課 (秘書係)						3
		監査委員事務局						2
市民安全部	市民安全班	市民協働課	市民生活部長	1		5		
		市民安全課				4		
		市民課 (総合斎苑を含む。)				6		
		アンフォーレ課				2		
福祉援助部	援助班	社会福祉課	福祉部長	1		4		
		障害福祉課				3		
		高齢福祉課				5		
こども衛生部	こども班	こども課	こども健康部長	1		4		
		こども発達支援課				1		
		保育課				3		
		保育園（市立）				保育園避難所		1
		認定こども園（市立）				認定こども園避難所	3	
		社会福祉法人安城市こども未来事業団 総務課					2	
		保育園（社会福祉法人 安城市こども未来事業 団）				保育園避難所	3	
	衛生班	健康推進課					6	
		国保年金課					5	
産業対策部	物品調達班	農務課	産業部長	1		5		
		農地整備課				3		
		商工課				3		
環境対策部	清掃班	環境都市推進課	環境部長			4		
		ごみ資源循環課				9		

部	班	担当課等	本部員会議及び 情報連絡会	第1非常配備 準備体制	第1非常配備 警戒体制	第2非常配備	第3非常 配備	
建設部	維持管理班	維持管理課	建設部長	1		8	職員 全員 配備 体制	
	土木班	土木課			1	5		
	建築班	建築課			1	3		
		施設保全課				3		
都市対策部	都市対策班	公園緑地課	都市整備部長		1	5		
		都市計画課		1	5			
		区画整理課			1	5		
上下水道部	下水道班	下水道課	上下水道部長	1		8		
	上水道班	水道業務課				3		
		水道工務課			1	6		
文教対策部	教育総務班	総務課	教育部長		1	4		
	学校教育班	学校教育課		1		4		
避難所部	避難所班	生涯学習課	生涯学習部長	1		10		
		各公民館				20		
		青少年の家				2		
		文化振興課				3		
		スポーツ課				2		
		避難所特命者				130		
		避難所支援員						
	福祉避難所班	社会福祉法人安城市 社会福祉協議会 地域福祉課	社会福祉協議会事 務局長					6
		社会福祉法人安城市 社会福祉協議会 総務課						
消防部	消防班	安城消防署	消防署副署長	衣浦東部広域連合にて別途定める。				
合 計			15	5	9	370		

(注) 第3非常配備は、職員全身体制である。

各課の非常配備人員には、避難所特命者・支援員は含まない。

第1・2非常配備の人数は、実数である。

避難所特命者・支援員は、各避難所に配備する。

一般避難所の避難所特命者は、各2人とする。

公民館避難所の避難所特命者は、各4人とする。

一般・公民館避難所（保育園・こども園を除く。）の避難所支援員は、各2名とする。

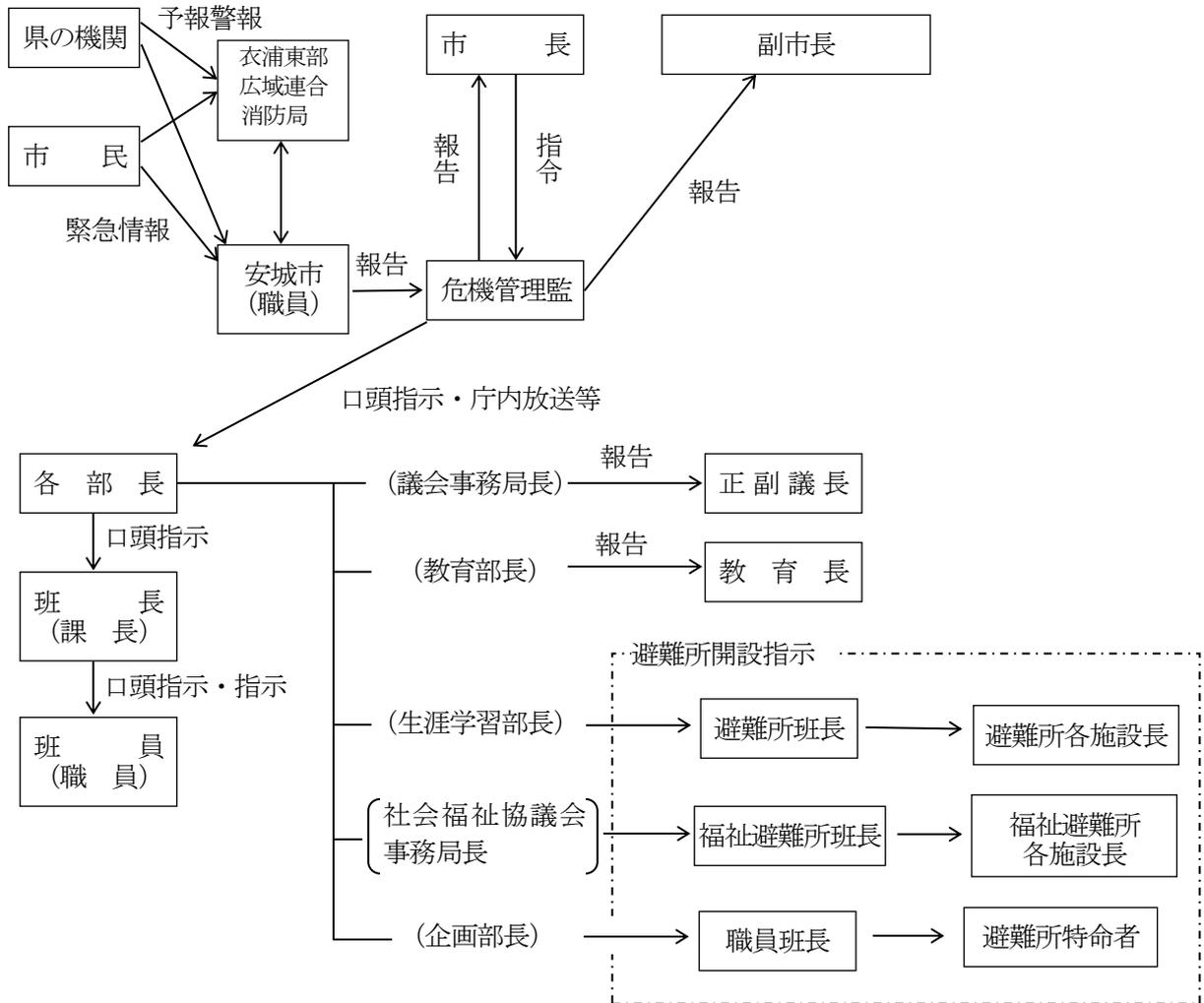
医療救護所となる避難所には、避難所支援員を各2名追加配備する。

避難所班の各公民館の第2非常配備の20人は、再任用の施設管理者を含む。

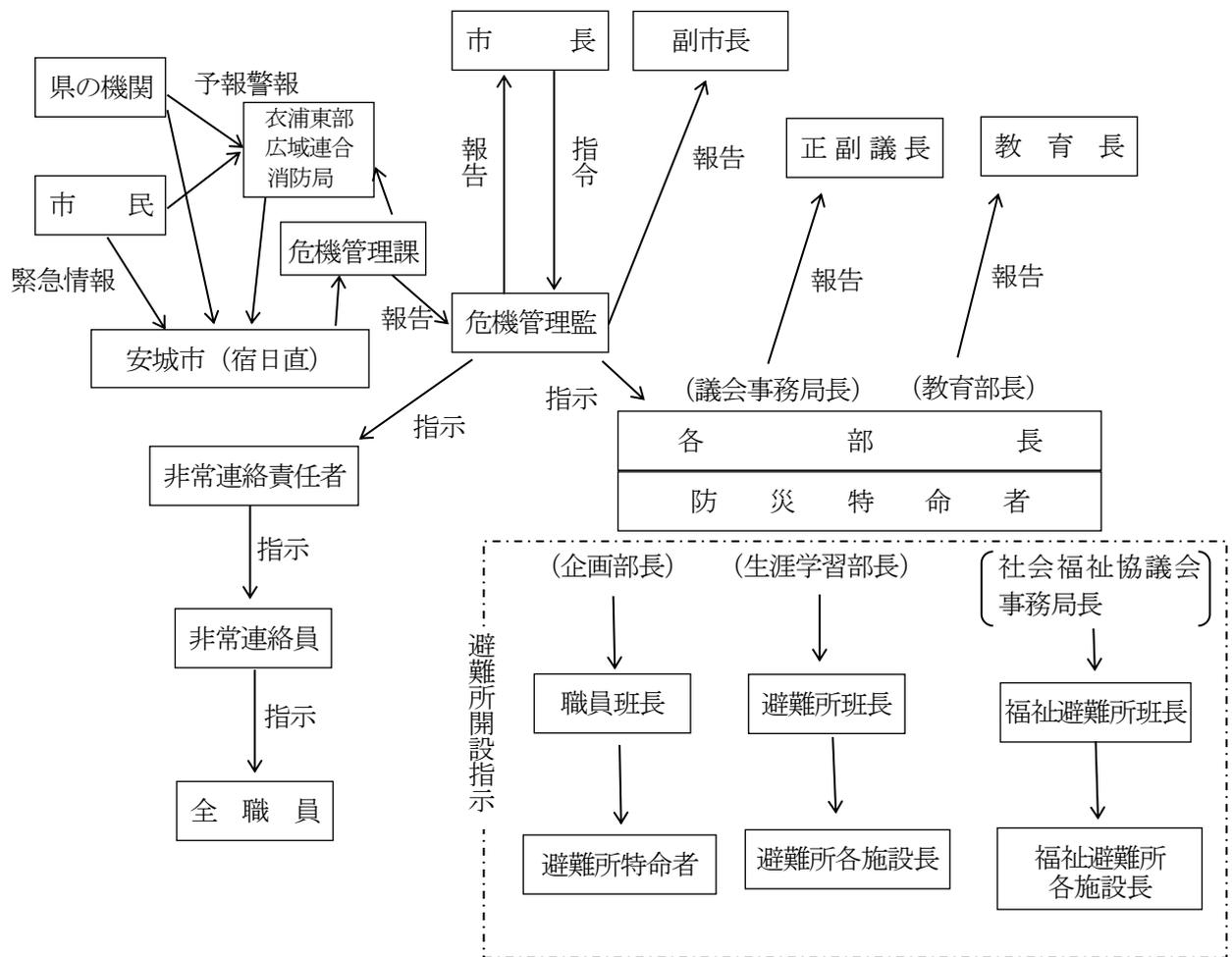
第1非常配備警戒体制における避難所は、必要に応じ開設する。

各班の編成人員については、標準人員であり、状況と必要に応じて各班長（課長）の判断で増減できる。

別記3 (第10条関係)
勤務時間内の連絡系統



別記4 (第11条関係)
勤務時間外の連絡系統

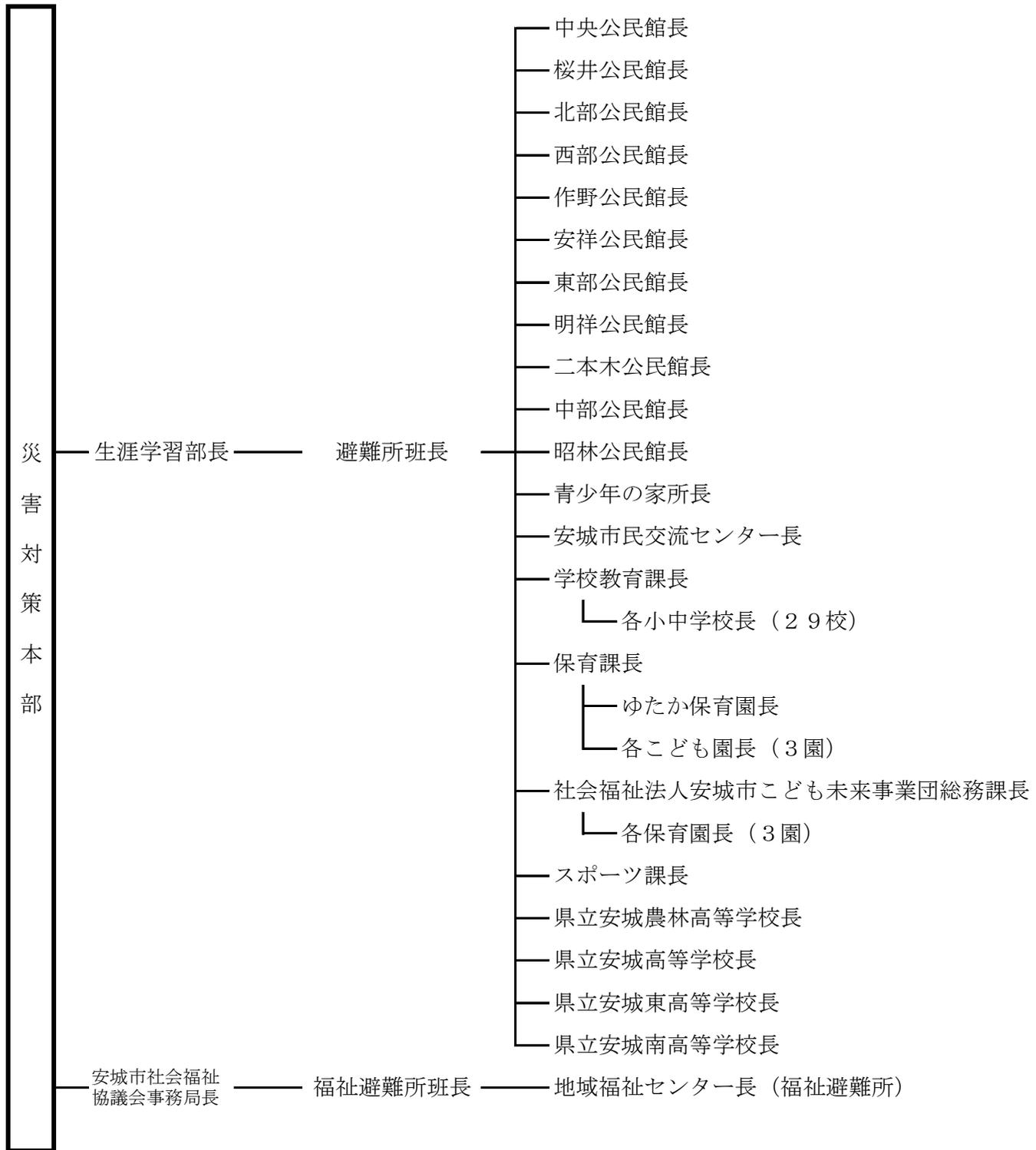


別記5(第11条関係)
非常連絡責任者・非常連絡員の連絡系統

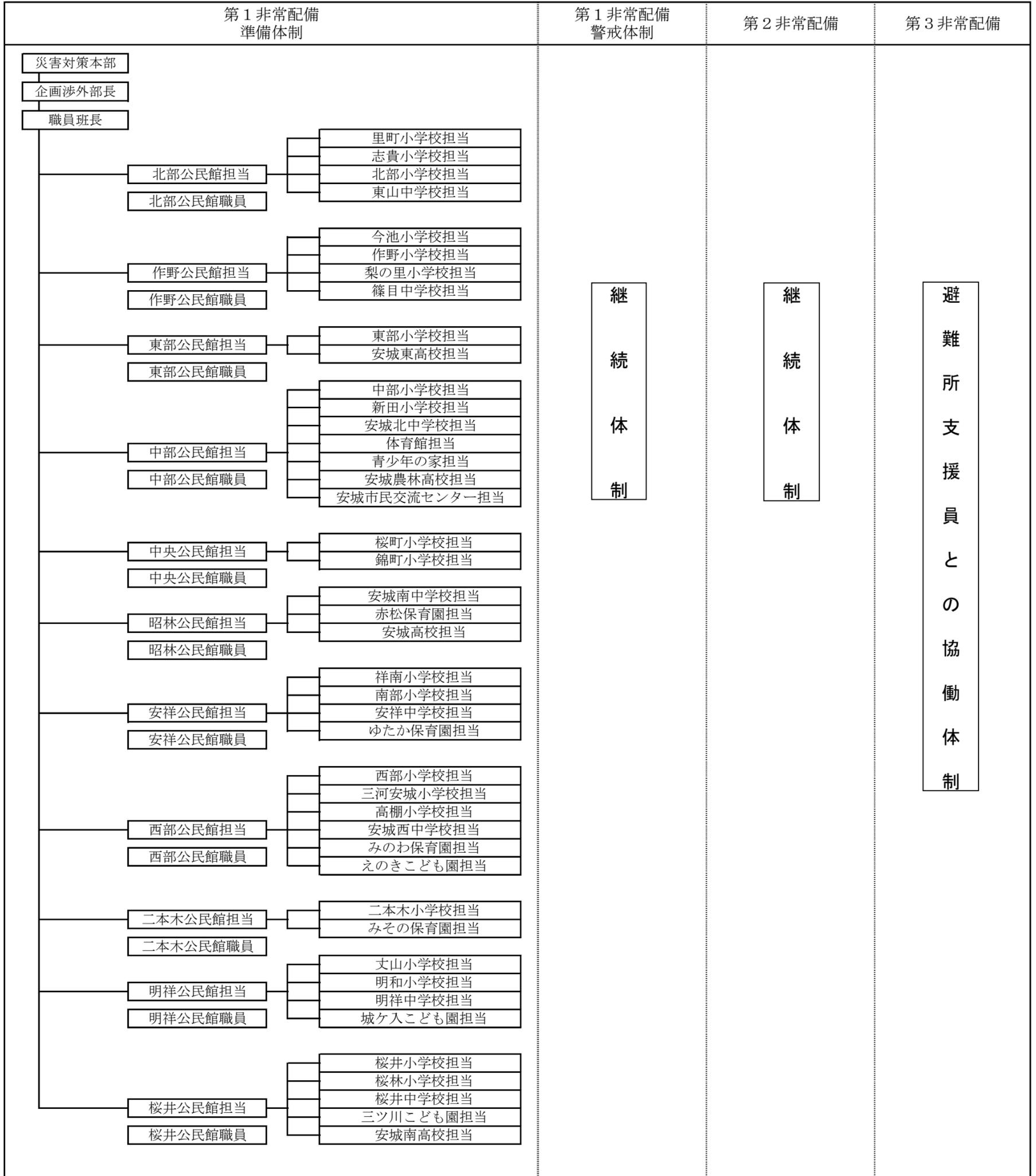
	非常連絡責任者				非常連絡員	
	部	班	課	担当	班	課等
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 本部運営部 本部班 (危機管理課) </div>	本部運営部	行政班	行政課	庶務係長		
	総務部	財政班	財政課	予算係長	調査班 調査班 調査班 財政班 財政班 会計班	市民税課 納税課 資産税課 資産経営課 契約検査課 会計課
	企画渉外部	職員班	人事課	人事係長	情報広報班 渉外班 情報広報班 企画班 企画班 渉外班 渉外班	秘書課(広報広聴係) 秘書課(秘書係) デジタル推進課 経営管理課 企画政策課 議事課 監査委員事務局
	市民安全部	市民安全班	市民協働課	地域振興係長	市民安全班 市民安全班 市民安全班	市民安全課 市民課 アンフォーレ課
	福祉援助部	援助班	社会福祉課	社会福祉係長	援助班 援助班	障害福祉課 高齢福祉課
	こども衛生部	こども班	こども課	こども政策係	こども班 こども班 こども班 衛生班 衛生班	こども発達支援課 保育課 社会福祉法人安城市こども未来事業団総務課 健康推進課 国保年金課
	産業対策部	物品調達班	農務課	農政係長	物品調達班 物品調達班	農地整備課 商工課
	環境対策部	清掃班	環境都市推進課	環境政策係長	清掃班	ごみ資源循環課
	建設部	維持管理班	維持管理課	道水路管理係長	土木班 建築班 建築班	土木課 建築課 施設保全課
	都市対策部	都市対策班	公園緑地課	公園計画係長	都市対策班 都市対策班	都市計画課 区画整理課
	上下水道部	下水道班	下水道課	経営係長	上水道班 上水道班	水道業務課 水道工務課
	文教対策部	教育総務班	教委総務課	庶務係長	学校教育班	学校教育課
	避難所部	避難所班	生涯学習課	施設管理係長	避難所班 避難所班	スポーツ課 文化振興課
		福祉避難所班	社会福祉法人安城市社会福祉協議会総務課	総務係長	福祉避難所班	社会福祉法人安城市社会福祉協議会地域福祉課
	消防部	消防班	安城消防署	庶務係長	連絡系統は、別に定める。	

別記6（第13条関係）

避難所開設連絡系統

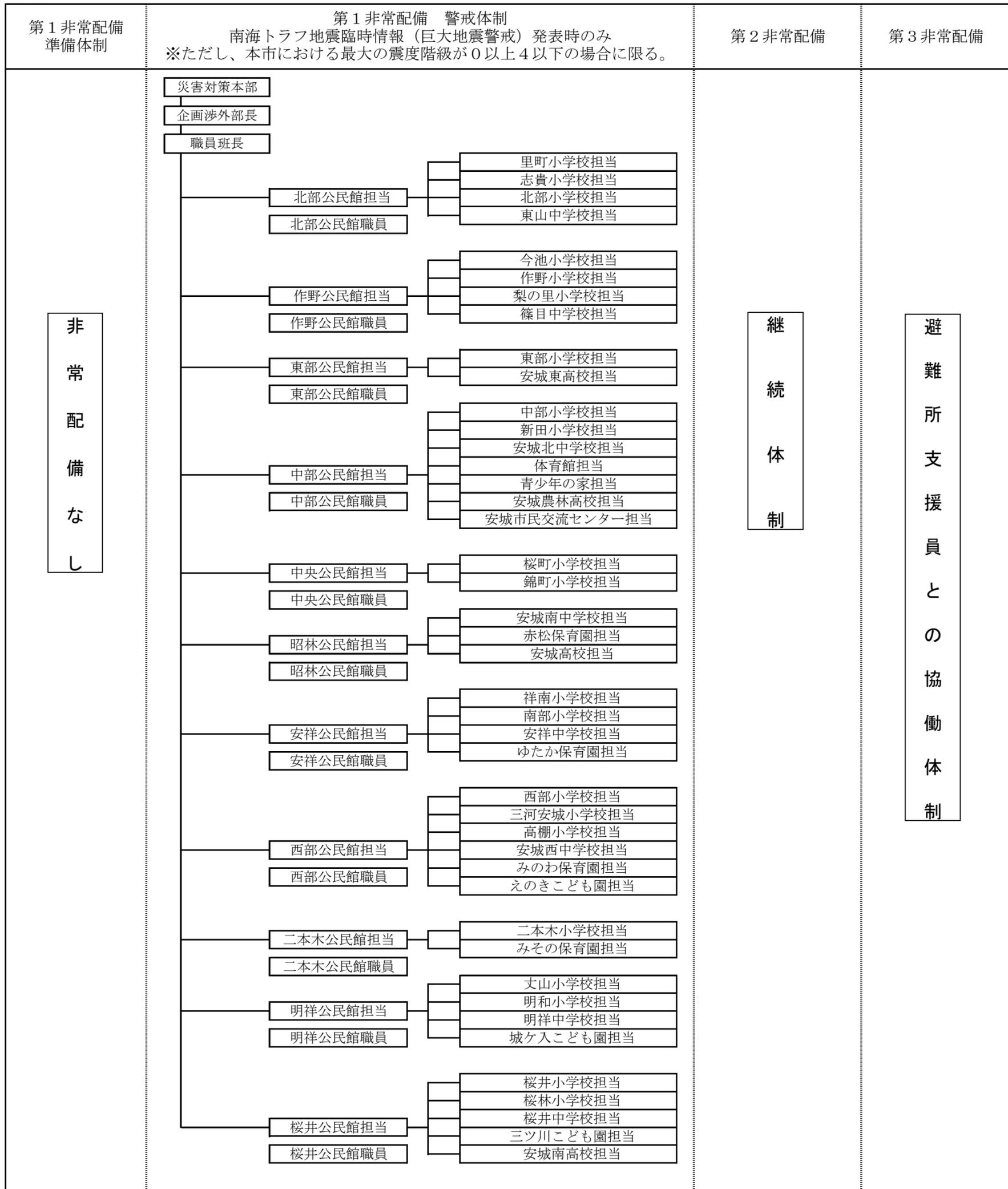


（風水害）



※ 開設する避難所は、災害対策本部からの指示による。各公民館職員については、避難所班からの指示による。

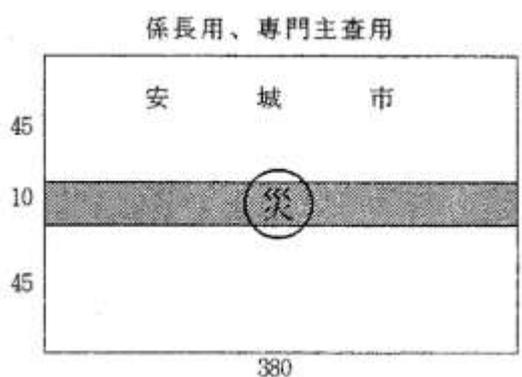
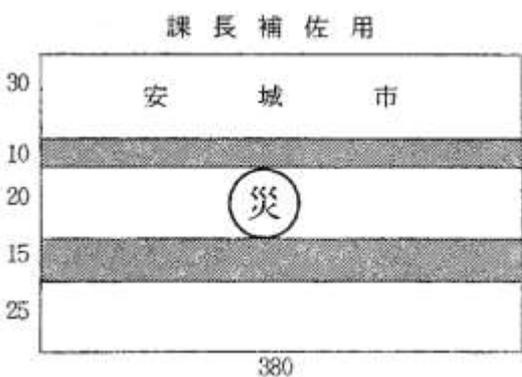
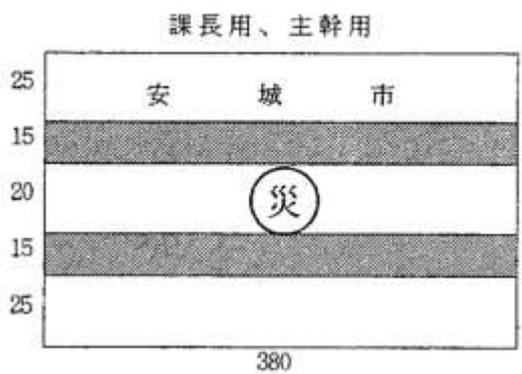
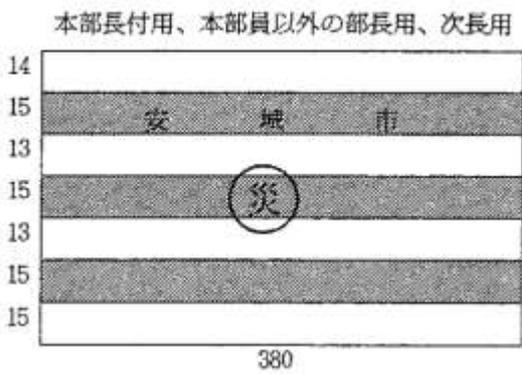
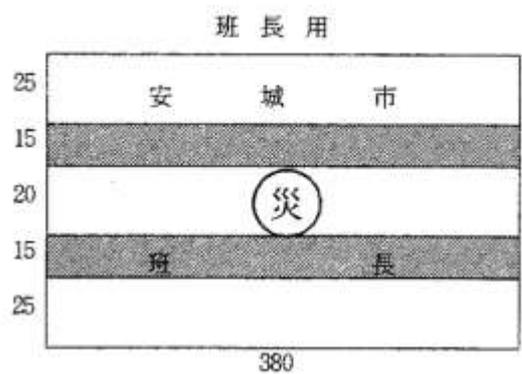
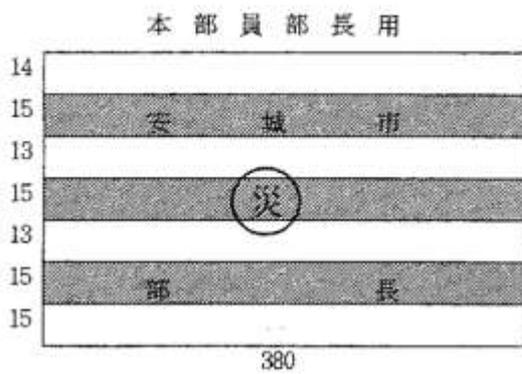
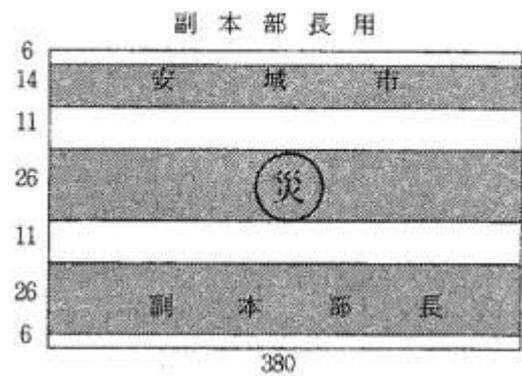
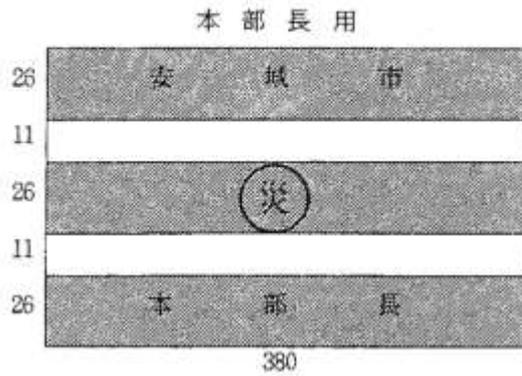
(地震)

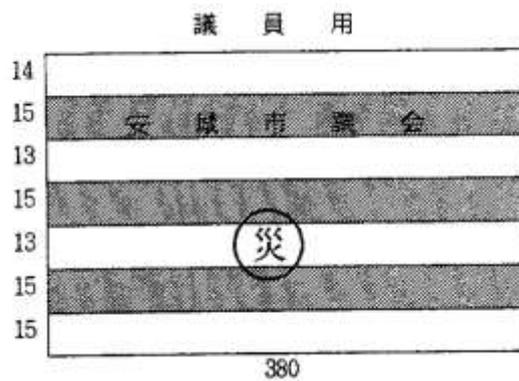
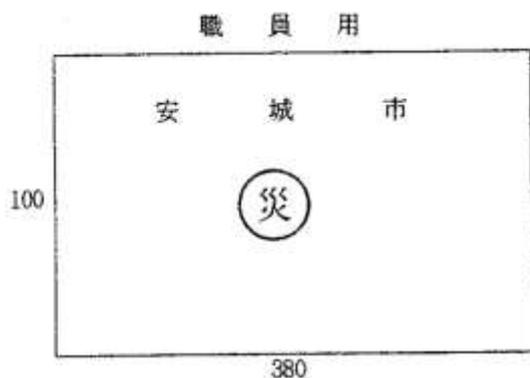


※ 第1非常配備警戒体制及び第2非常配備時において開設する避難所は、災害対策本部からの指示による。
第3非常配備時は、全避難所を自動開設する。
公民館職員については、避難所班からの指示による。

別記8 (第15条関係)
腕章

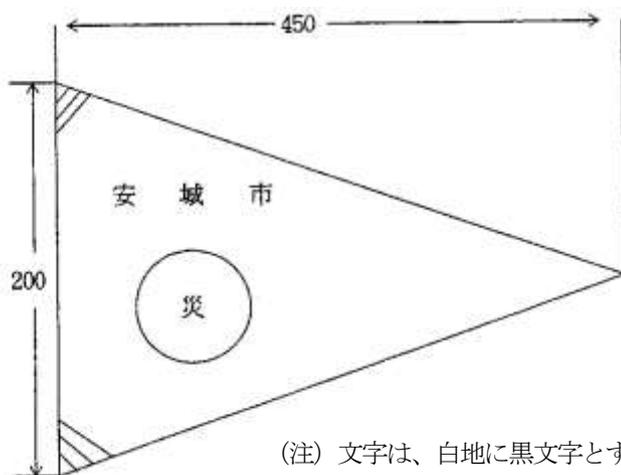
単位 ミリメートル





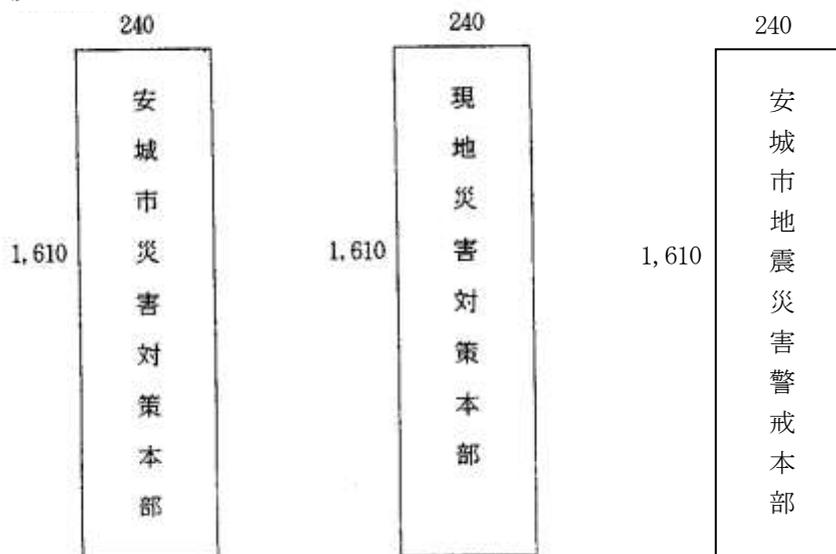
(注) 腕章の色は、白地に黒文字で斜線部分は赤色とする。ただし、議員用の地の色は、黄色とする。

別記9 (第15条関係)
標旗



(注) 文字は、白地に黒文字とする。ただし、災は、赤色とする。

別記10 (第15条関係)
標示板



(注) 文字は、白地に黒文字とする。

10 安城市防災行政無線局管理規程

〔平成9年3月21日〕
訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防災行政の責務を遂行するため、電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく法令に定めるもののほか、安城市防災行政無線局の適正かつ能率的な管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及びその操作を行う者の総体をいう。
- (2) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電气的設備をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。

(管理部課)

第3条 無線局の統制管理は、市民生活部危機管理課において行うものとする。

(無線管理者)

第4条 無線局に無線管理者を置く。

- 2 無線管理者は、危機管理監をもって充てる。
- 3 無線管理者は、無線局の運用に関する業務を統括し、通信取扱責任者を指揮する。

(通信取扱責任者)

第5条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、危機管理課長をもって充てる。
- 3 通信取扱責任者は、無線管理者の命を受け、通信担当者に無線局の管理運用を行わせるものとする。

(通信担当者)

第6条 通信担当者は、通信取扱責任者が指名する者をもって充てる。

- 2 通信担当者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行う。

(基地局及び陸上移動局の無線局管理責任者)

第7条 陸上移動局に、それぞれ無線局管理責任者を置く。

- 2 無線局管理責任者は、配備先所属長をもって充てる。

3 無線局管理責任者は、無線設備を操作する通信取扱者（以下「通信者」という。）を指揮する。

（通信者）

第8条 通信者は、通信担当者の管理のもとに電波関係法令を遵守し、これに基づいた無線設備の操作を行うものとする。

（秘密の保持）

第9条 通信の業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（無線局の構成等）

第10条 無線局は、基地局及び陸上移動局で構成する。

（通信の種類）

第11条 通信の種類は、次のとおりとする。

（1）非常通信 災害の発生等非常に関する通信をいう。

（2）普通通信 平常時に行う通信をいう。

（3）訓練通信 訓練の通信をいう。

（通信の原則）

第12条 通信は、簡潔明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

2 通信は、非常通信を優先し、普通通信は、受付順により行う。

（通信の統制）

第13条 無線管理者は、非常災害時その他通信の円滑な運用の確保が必要と認めるときは、通信の統制を行うものとする。

（通信訓練）

第14条 無線管理者は、無線局の円滑な運用に必要な通信訓練を毎年1回以上行うものとする。

（事故の場合の措置）

第15条 通信担当者は、無線設備が事故のため通信を行うことができなくなったときは、必要な措置をとるとともに、速やかに通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 通信取扱責任者は、前項の規定による報告があったときは、速やかに無線管理者に報告しなければならない。

（指揮指令）

第16条 非常災害時においては、災害対策本部長（災害対策本部が設置されていないときは、市長）の命を受け、無線管理者が直接通信担当者を指揮するものと

する。

(通信体制)

第17条 無線管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに通信取扱責任者によって、無線局管理責任者に通信の確保に必要な措置をとらせなければならない。

- (1) 災害その他緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) その他無線管理者が特に必要があると認めたとき。

(研修)

第18条 無線管理者は、通信者に対して電波関係法令及び無線局運用に必要な事項について研修を行うものとする。

(備付簿冊等)

第19条 無線局に備え付ける簿冊等は、次に掲げるものとし、無線管理者が管理保存するものとする。

- (1) 免許状（送信装置のある見やすい場所に掲げる。）
- (2) 電波関係法令
- (3) 無線局の申請及び届出に係る一切の書類
- (4) 正確な時計
- (5) 無線検査簿
- (6) 地域防災計画

(無線設備の保全及び点検)

第20条 通信担当者は、無線設備の機能を保持し、良好な通信が確保できるよう努めなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の保全のため、必要に応じて定期点検を実施しなければならない。

(その他)

第21条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月15日安城市訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月10日安城市訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

1 1 災害救助法施行細則

〔昭和40年10月29日〕
規則第60号

〔令和2年12月28日〕
規則第80号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、「災害救助法施行令」（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1

(2) 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2

(3) 公用変更令書 様式第3

(4) 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項

及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 公用令書 様式第8

(2) 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

(1) 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

(2) 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様

式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

(2) 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

(3) 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

（1）日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

（2）時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内

（3）旅費

職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
<p>法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額</p>

1 1 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

発令 : 平成25年10月1日号外内閣府告示第228号

最終改正 : 令和6年8月1日号外内閣府告示第102号

改正内容 : 令和6年8月1日号外内閣府告示第102号[令和6年8月1日]

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与すること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百四十円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下

「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ（2）に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ（6）と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千五百円	四万三千六百円	五万五千二百円	八千円
冬季	三万千八百円	四万千円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万千六百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千三百円	八千四百円	一万二千六百円	一万五千四百円	一万九千四百円	二千七百元
冬季	一万円	一万三千二百円	一万八千八百円	二万二千三百円	二万八千円	三千七百元

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出でき

る費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2) に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千元

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校

生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務

費」という。)は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第一九号〕
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四四号〕
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一二号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三五号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五一号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年九月三〇日内閣府告示第八九号〕

令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年一〇月二三日内閣府告示第三七八号〕

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年五月二〇日内閣府告示第七一号〕

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日（令和三年五月二十日）から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年六月一八日内閣府告示第七六号〕

公布の日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和四年三月三十一日内閣府告示第三七号〕

令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和五年三月三十一日内閣府告示第三六号〕

令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和五年六月一六日内閣府告示第九一号〕

公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

1 2 安城市災害緊急協力事業者（工事）登録要綱

（目的）

第1条 この要綱は、災害が発生したときの初動期において市が実施する災害応急工事に、速やかに協力できる事業者を募集・登録することにより、市民の生命及び財産を守る体制を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害応急工事 災害に際し、緊急に機能を回復し、又は障害を除去しなければ市民の生活や災害復旧活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に行う必要かつ最低限の工事をいう。
- （2）災害緊急協力 自然災害の発生により、市民の生命及び財産に対し危機的状況が起きている場合又は市民生活に著しい障害を与えている場合において、市が実施する災害応急工事に速やかに協力することをいう。
- （3）災害緊急協力事業者 災害緊急協力をする意思を持つ事業者であって、第4条に定める要件を満たす事業者として登録するものをいう。

（災害緊急協力事業者の役割）

第3条 災害緊急協力事業者（以下「災害協力者」という。）の役割は、次のとおりとする。

- （1）災害が発生したときは、自発的に情報収集を行うこと。
- （2）緊急対応が必要と思われる箇所を発見した場合は、直ちに市に通報すること。
- （3）市から災害応急工事の指示を受けたときは、これに応ずること。
- （4）市からの待機・出動の要請があれば、これに応ずること。
- （5）市が主催する訓練等に積極的に参加すること。

（登録要件）

第4条 災害協力者の登録要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）安城市競争入札参加有資格者（工事）として参加登録されていること。ただし、安城市と他に応急又は復旧の工事に関する協定を締結している者を除く。
- （2）安城市から協力要請を受けた後、速やかに必要な人員を参集できること。
- （3）災害緊急協力に必要な資機材等を常備していること又は速やかに手配可能なこと。

(登録手順)

第5条 本・支店が安城市内に所在する事業者の災害協力者の登録手順については、次のとおりとする。

- (1) 安城市ホームページに安城市災害緊急協力事業者登録申出書(様式第1)を掲載し、募集告知を行う。
- (2) 登録を希望する事業者は、募集期間中に申出をする。
- (3) 市は、前号の申出に対して審査を行い、登録要件に合致したものに安城市災害緊急協力事業者登録証(様式第2)を交付する。
- (4) 登録した災害協力者のリストは、安城市ホームページにおいて公開する。

2 前項の事業者以外の事業者についての登録手順は、次のとおりとする。

- (1) 工事落札業者に工事期間中におけるこの登録制度についての説明をする。
- (2) 賛同する事業者は、工事施工計画提出時に安城市災害緊急協力事業者登録届(様式第3)を市に提出する。

(登録の期間及び更新)

第6条 前条第1項に係る登録の期間は1年間とし、災害協力者から別段の意思表示がないときは、自動的に更新するものとする。

(登録の取消し及び変更)

第7条 災害協力者が登録の抹消を希望する場合又は登録内容に変更が生じた場合は、安城市災害緊急協力事業者登録変更・廃止申出書(様式第4)を市に提出する。

(指示手続)

第8条 市は、災害協力者に対し、第3条第3号の規定による指示をするときは、災害応急工事協力指示書(様式第5。以下「指示書」という。)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で指示し、事後速やかに指示書を作成し、相互に確認するものとする。

(災害応急工事の実施)

第9条 災害協力者は、前条の指示があったときは、災害応急工事を速やかに施行するものとし、施行に当たっては、安城市工事施行に関する事務取扱要領(昭和56年制定)、安城市契約規則(昭和41年安城市規則第10号)等の規定を遵守するものとする。

(経費の負担)

第10条 災害協力者が前条の規定による災害応急工事に要した費用並びに待機及び出勤に要した実費(以下「経費」という。)を市が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(経費の請求)

第11条 災害協力者は、災害応急工事の完了後、災害応急工事完了届（様式第6）、工事概要図、記録写真等を市に提出するとともに、経費を市に請求するものとする。

2 市は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに経費を支払うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

安城災害協力第 号
年 月 日交付

安城市災害緊急協力事業者 登 録 証

様

安城市長

安城市災害緊急協力事業者として登録します。

- 登録期間 年 月 日から 1 年間。ただし、登録
取消届の提出がないときは、毎年自動継続とします。
- 業務の内容 安城市災害緊急協力事業者(工事)登録要綱による。

安城市災害緊急協力事業者登録届

年 月 日

安 城 市 長

郵便番号.....

所在地.....

会社名.....

代表者名.....

• 工事名称.....

• 工事場所.....

• 登録期間 年 月 日 ~ 年 月 日
(工事期間)

• 緊急連絡先

優先	緊急対応責任者名	電話番号	FAX番号	携帯電話番号	メールアドレス
1					
2					

安城市記入欄

安城市災害緊急協力事業者登録 変更・廃止 申出書

年 月 日

安城市長

所在地.....

会社名.....

代表者名.....

▽▽ 変更箇所と内容（以下は、該当する事項についてのみ記載してください。） ▽▽

1 速やかに参集可能な人員数 _____ 人（うち重機オペレーター _____ 人）

2 速やかに手配可能な車両・重機及び資機材

車 重 機	<p>〔 例 新規 ダンプトラック（4 t・1台） 変更 ダンプトラック（2 t・2台）から（2 t・1台） 廃止 ブルドーザー（3 t・1台） 〕</p>
資機材	<p>〔 例 新規 チェーンソー（電動・1台） 変更 チェーンソー（エンジン・2台）から（エンジン・1台） 廃止 ビニールシート（20枚） 〕</p>

3 緊急連絡先

優先	緊急対応責任者名	電話番号	FAX番号	携帯電話番号	メールアドレス
1					
2					

安城市記入欄.....

災害応急工事協力指示書

安城市災害対策本部

応急工事名		発注番号	
路線等の名称		担当課	
工事場所		監督員	
工事期限		発注日	
災害協力者		受領者	
工事概要			
指示事項			

災害応急工事完了届

安城市災害対策本部

応急工事名		発注番号	
路線等の名称		担当課	
工事場所		監督員	
工事期限		発注日	
災害協力者		見積金額	
工事概要			

工事の内訳

月日	天候	作業内容	使用資材の 名称と数量	使用機械の 名称と数量	作業人数

災害緊急協力登録事業者一覧

登録証No.	業者名	住所
1	株式会社晴電舎	安城市福釜町鴻ノ巣2番地3
3	石川工業株式会社	安城市川島町渡合18番地1
4	株式会社南工業	安城市南町7番19号
5	株式会社合同工業	安城市和泉町家下9番地2
6	株式会社安城電機	安城市明治本町9番7号
7	安城建築株式会社	安城市桜井町北阿原下48番地2
8	株式会社都	安城市和泉町中本郷9番地1
9	三水工業株式会社	安城市新田町郷西131番地2
10	株式会社フカツガーデン	安城市福釜町宮添34番地12
12	三神設備株式会社	安城市今本町8丁目9番地12号
13	株式会社藤井建設	安城市東新町9番地9
15	山本造園株式会社	安城市桜井町城向1丁目18番地13
16	ヤスキ建設株式会社	安城市根崎町西根141番地
17	城山造園株式会社	安城市桜井町城向1丁目3番地2
18	三浦電気株式会社	安城市小堤町9番6号
20	深津園芸株式会社	安城市福釜町蔵前139番地
21	株式会社安城造園土木	安城市井杭山町一本木5番地7
22	株式会社安水建設	安城市横山町八左126番地5
23	株式会社いずみ	安城市榎前町中隠52番地
24	株式会社修林	安城市北山崎町蓮台54番地
26	東海インプル建設株式会社	安城市緑町1丁目25番地1
27	植村産業株式会社	安城市三河安城南町1丁目11番地10
29	小野内カーテン	安城市末広町5番13号
30	井戸直工業株式会社	安城市末広町2番7号
31	株式会社三景クリエーション	安城市箕輪町鳥屋金116番地1
32	ジェイエイ・トービス株式会社	安城市今本町西向山28番地
33	株式会社ナルセコーポレーション	安城市横山町寺田35番地4
34	福釜建設株式会社	安城市箕輪町東山44-1
35	株式会社榊原建設	安城市根崎町東家下68番1

36	東海設備工業株式会社	安城市二本木新町一丁目17番地19
38	株式会社和田設備	安城市桜井町姫西1丁目13番地1
39	有限会社佐藤造園土木	安城市野寺町野寺9番地4
40	山中土木有限会社	安城市小川町山中43番地1
41	株式会社ネップ	安城市小川町の場92番地1
42	泉建設工業株式会社	安城市和泉町上之切136番地
43	西三建設株式会社	安城市大東町23番33号
44	株式会社クサカ	安城市池浦町池西108番地
45	サン・シールド株式会社	安城市桜井町城阿原28番地
46	福釜電工株式会社	安城市福釜町里添80番地6
47	株式会社三河英建	安城市朝日町8番15号
48	有限会社岡田設備	安城市安城町拝木31番地3
50	桜井造園土木株式会社	安城市桜井町城向1丁目5番地7
51	株式会社オノコム	安城市三河安城町2丁目29番地8
53	植村建設工業株式会社	安城市横山町下毛賀知108番地
54	株式会社増田組	安城市池浦町池西188番地3
56	檜建設株式会社	安城市赤松町北新屋敷83番地1
57	有限会社安城カーテン	安城市城南町1丁目18番地12
58	有限会社庭梅造園	安城市篠目町童子77番地7
59	株式会社丸山組	安城市安城町8番4号 DENCITY CROSS SITE3階
60	有限会社大工舎磯村	安城市東端町稲荷67番地3
63	有限会社石川建築	安城市百石町2丁目37番地9
64	ハウス成田建設株式会社	安城市里町三郎212
65	安成工業株式会社	安城市篠目町肥田60番地1
66	株式会社三幸	安城市高木町下屋敷2番地
67	有限会社堀事業所	安城市桜井町下谷161番地
68	碧海電気株式会社	安城市井杭山町一本木5番地10
69	有限会社稲垣商店	安城市南町5番19号
70	有限会社荻田設備	安城市古井町高見13番地4
71	アイシン開発株式会社 安城営業所	安城市藤井町東長先2番地23

72	さくら開発株式会社	愛知県安城市和泉町神明18番地1
73	株式会社 三好電気	安城市桜井町西町上17番地
74	株式会社 クオレ	安城市和泉町北本郷158番地3
75	奥田設備工業株式会社	安城市百石町2丁目34番地1
76	株式会社未来住建	安城市三河安城町1丁目3番地2
77	有限会社 柴田興業	安城市横山町浜畔上3番地1
78	有限会社 幸栄	安城市篠目町1丁目11番地8
79	森田工業株式会社	安城市末広町5番2号
81	株式会社杉浦電気工業所	安城市桜井町宮西34番地
82	株式会社エコマスターズ	安城市南町11番2号
83	株式会社鳥居工務店	安城市大東町3番3号
84	大平設備工業有限会社	安城市安城町馬池76番地1
85	有限会社スギエート	安城市里町4丁目21番地17

1 3 災害時相互応援協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、安城市と加賀市（以下「協定市」という。）との間で締結された災害時相互応援協定に基づく応援体制等が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

(体制の強化)

第2条 協定市は、自己の防災体制及び互いの応援体制の強化を図るため、防災担当部局間の連絡会を設けるものとする。

2 前項の連絡会は、年1回以上協議を諮るものとし、互いの地域防災計画に基づいて実施される防災訓練等を視察し、評価するなど相互の防災力の向上に努めるものとする。

(情報の交換)

第3条 協定市は、応援体制の円滑な実施のため、年1回以上次に掲げる資料を交換し、防災情報の共有化を図るものとする。

(1) 支援組織に関するもの

- ア 災害対策本部の組織図及び事務分担
- イ 非常配置の種別、配備内容及び配備時期の基準
- ウ 消防に関する資料（本部、消防団の組織表）

(2) 支援物資に関するもの

- ア ライフライン施設の応急対策
- イ 防災倉庫配置図及び防災資機材等備蓄一覧
- ウ 給水用機材器具保有状況

(3) 初動対応に関するもの

- ア 初動体制の確立に関するもの（連絡手段、緊急参集基準等）
- イ 緊急輸送体制の整備
- ウ 輸送手段の確保
- エ ヘリコプター運用に関する資料

(4) 人的支援に関するもの

- ア 市職員の応援体制
- イ 防災関係機関の応援体制

(5) 被害想定に関するもの

ア 危険区域等に関する資料（ハザードマップ等）

イ 避難場所

（初動体制）

第4条 協定市のいずれかにおいて、震度5弱以上の地震が発生した場合又は連絡が取れないような大規模な被害が発生した場合には、応援を行う市（以下「応援市」という。）は、災害を被った市（以下「被災市」という。）に対し、先遣隊を派遣するものとする。

2 協定市のいずれかにおいて、気象庁より次に掲げる気象情報が発表され、かつ、災害対策本部が設置された場合には、応援市は先遣隊の派遣を準備するとともに、応援市の防災担当部局は被災市の災害対策本部と連絡を取り、先遣隊の派遣を決定するものとする。

（1）土砂災害警戒情報

（2）大雨警報

（3）洪水警報

（4）暴風警報

（5）暴風雪警報

（6）大雪警報

3 応援市は、先遣隊を派遣した場合には、情報連絡会を設置し、今後の対応を協議するものとする。

4 先遣隊は、防災担当部局の担当者3名で構成し、被災市の災害初期情報を収集するものとする。

5 先遣隊は、指定された車両を用い、別紙ルート選択肢から経路を選択し、被災市へ向かうものとする。

6 先遣隊は、連絡手段として、あらかじめ協定市間で共通化又は共有化された無線機及び衛星電話等を持参することにより、情報連絡会及び被災地の災害対策本部との連絡を確保するものとする。

7 先遣隊は、被災市の災害対策本部と応援内容を協議し、応援のために必要があると認める場合には、被災市に被災地支援連絡所を設置するものとする。

8 情報連絡会の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

（応援体制）

第5条 応援市は、被災地への応援が、長期又は大規模になる等全庁的な応援体制が必要と判断される場合には、災害対策本部に準じて市長を本部長とする支援対

策本部を設置するものとする。

2 支援対策本部の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

(応援職員)

第6条 応援市の支援対策本部は、被災市の災害対策本部の補助要員として職員を派遣するものとする。ただし、応援市の職員（以下「応援職員」という。）は、1週間を目途に交代させるものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、食糧等を携行するものとする。

3 応援職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 被災市は、可能な限り応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協定市間で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

1 4 安城市、砺波市災害時相互応援協定実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、安城市と砺波市（以下「協定市」という。）との間で締結された災害時相互応援協定に基づく応援体制等が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

(体制の強化)

第2条 協定市は、自己の防災体制及び互いの応援体制の強化を図るため、防災担当部局間の連絡会を設けるものとする。

2 前項の連絡会は、年1回以上協議を行うものとし、互いの地域防災計画に基づいて実施される防災訓練等を視察し、評価する等相互の防災力の向上に努めるものとする。

(情報の交換)

第3条 協定市は、応援体制の円滑な実施のため、年1回以上次に掲げる資料を交換し、防災情報の共有化を図るものとする。

(1) 支援組織に関する資料で、次に掲げるもの

- ア 災害対策本部の組織図及び事務分担表
- イ 非常配置の種別、配備内容及び配備時期の基準に関する資料
- ウ 消防本部及び消防団の組織表

(2) 支援物資に関する資料で、次に掲げるもの

- ア ライフライン施設の応急対策に関する資料
- イ 防災倉庫配置図及び防災資機材等備蓄一覧
- ウ 給水用機材器具保有状況に関する資料

(3) 初動対応に関する資料で、次に掲げるもの

- ア 初動体制の確立に関する資料（連絡手段、緊急参集基準等）
- イ 緊急輸送体制の整備に関する資料
- ウ 輸送手段の確保に関する資料
- エ ヘリコプター運用に関する資料

(4) 人的支援に関する資料で、次に掲げるもの

- ア 市職員の応援体制に関する資料
- イ 防災関係機関の応援体制に関する資料

(5) 被害想定に関する資料で、次に掲げるもの

ア 危険区域等に関する資料（ハザードマップ等）

イ 避難場所に関する資料

（初動体制）

第4条 協定市のいずれかにおいて震度5弱以上の地震が発生した場合又は連絡が取れないような大規模な被害が発生した場合は、応援を行う市（以下「応援市」という。）は、災害を被った市（以下「被災市」という。）に対し、先遣隊を派遣するものとする。

2 協定市のいずれかにおいて気象庁より次に掲げる気象情報が発表され、かつ、災害対策本部が設置された場合は、応援市は、先遣隊の派遣を準備するとともに、被災市の災害対策本部と連絡を取り、先遣隊の派遣を決定するものとする。

（1）土砂災害警戒情報

（2）大雨警報

（3）洪水警報

（4）暴風警報

（5）暴風雪警報

（6）大雪警報

3 応援市は、先遣隊を派遣した場合には、情報連絡会を設置し、今後の対応を協議するものとする。

4 先遣隊は、防災担当部局の担当者2名程度で構成し、被災市の災害初期情報を収集するものとする。

5 先遣隊は、指定した車両を用い、別紙ルート選択肢から経路を選択し、被災市へ向かうものとする。

6 先遣隊は、連絡手段として、あらかじめ協定市間で共通化又は共有化された無線機、衛星電話等を持参することにより、情報連絡会及び被災地の災害対策本部との連絡を確保するものとする。

7 先遣隊は、被災市の災害対策本部と応援内容を協議し、応援のために必要と認める場合は、被災市に被災地支援連絡所を設置するものとする。

8 情報連絡会の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

（応援体制）

第5条 応援市は、被災地への応援が、長期又は大規模になる等、全庁的な応援体制が必要と判断される場合は、災害対策本部に準じて市長を本部長とする支援対策本部を設置するものとする。

2 支援対策本部の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

(応援職員)

第6条 応援市の支援対策本部は、被災市の災害対策本部の補助要員として職員を派遣するものとする。ただし、応援市の職員（以下「応援職員」という。）は、1週間を目途に交代させるものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

3 応援職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 被災市は、可能な限り応援職員に対して、宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協定市間で協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する